

【目次】

第180項	瀬戸内海	播磨灘、片上港	灯浮標復旧
第181項	瀬戸内海	高松港	ヨットレース
第182項	瀬戸内海	高松港西方、香西港	小型船操縦訓練
第183項	瀬戸内海	呉港付近、音戸ノ瀬戸	浮棧橋撤去
第184項	瀬戸内海	呉港、呉区	ヨットレース
第185項	瀬戸内海	広島港、第1区	潜水作業
第186項	瀬戸内海	広島港	灯付浮標設置
第187項	瀬戸内海	広島港、第3区	重量物荷役作業
第188項	瀬戸内海	伊予灘、中島南方	灯台について
第189項	豊後水道	宇和島湾	ヨットレース
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

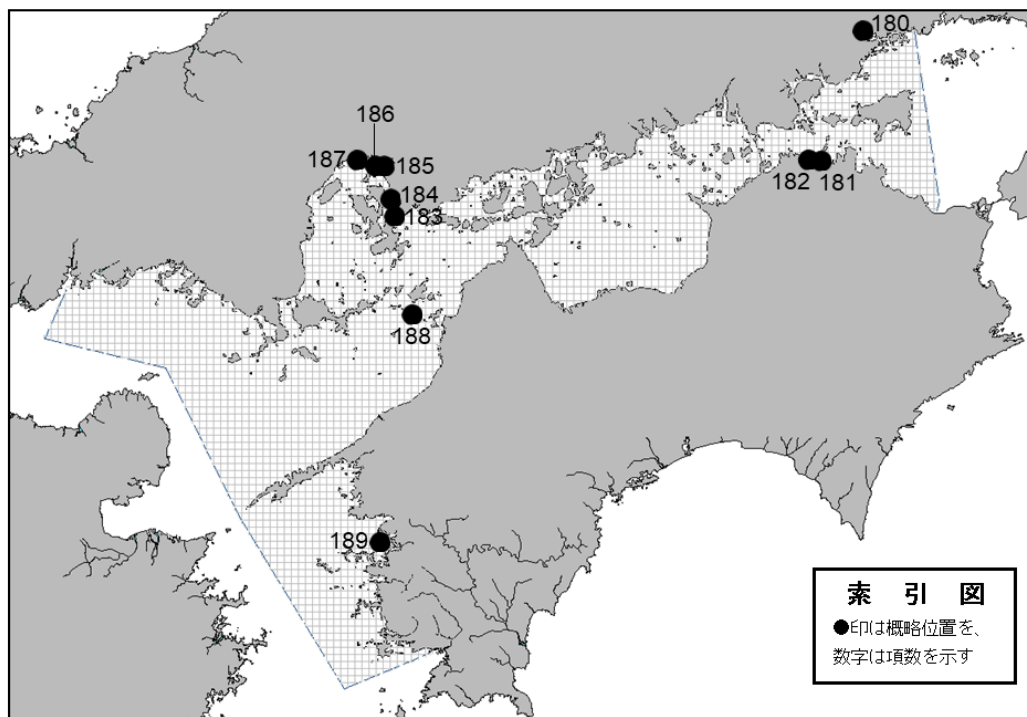
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年180項 瀬戸内海 — 播磨灘、片上港 灯浮標復旧

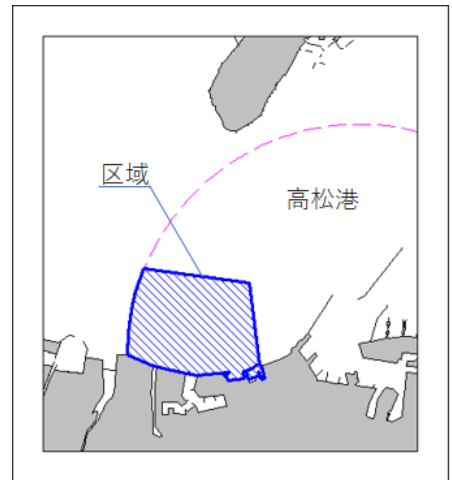
六管区水路通報5年15号170項削除

名称 片上港第17号灯浮標  
位置 34-44.1N 134-11.2E  
海図 W1115-W1114  
参照書誌 411 3911番  
出所 玉野海上保安部



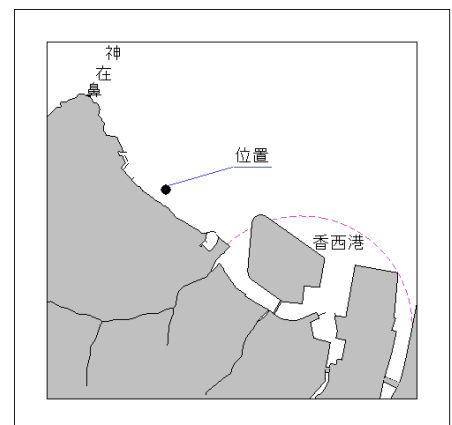
★5年181項 瀬戸内海 — 高松港 ヨットレース

期間 令和5年4月29日の0900~1730  
区域 3地点を結ぶ線及び陸岸並びに港界により囲まれる区域  
(1) 34-21-52N 134-01-37E (港界線上)  
(2) 34-21-46N 134-02-27E  
(3) 34-21-14N 134-02-32E (岸線角)  
備考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置  
(2) 警戒船を配置  
海図 W1125-W137A-JP137A-W153-JP153  
出所 高松港長



★5年182項 瀬戸内海 — 高松港西方、香西港付近 小型船操縦訓練

期間 令和5年5月10日、11日の日出~日没  
位置 34-21-55N 133-59-05E 付近  
備考 コースを示す浮標を設置  
海図 W137A-JP137A  
出所 第六管区海上保安本部



★5年183項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 浮棧橋撤去

六管区水路通報5年14号166項削除

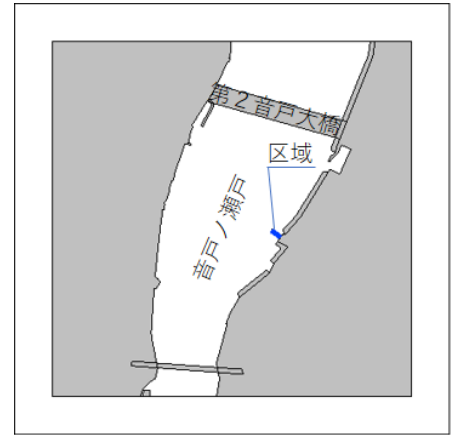
区域 2地点を結ぶ線上

(1) 34-11-47.9N 132-32-19.4E

(2) 34-11-47.6N 132-32-20.0E(岸線上)

海図 W1109-JP1109

出所 第六管区海上保安本部



★5年184項 瀬戸内海 — 呉港、呉区 ヨットレース

期間 令和5年4月29日の1000~1600

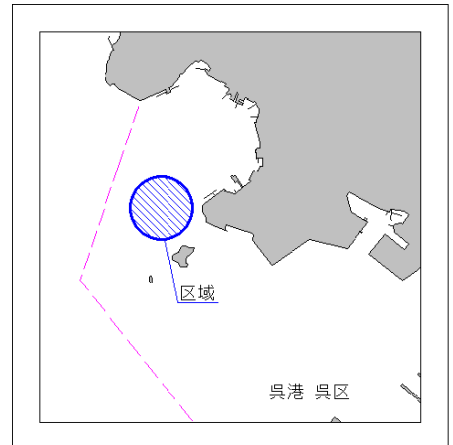
区域 34-14-47N 132-31-13Eの地点を中心とする  
半径300mの円内

備考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海図 W1109-JP1109

出所 呉港長



★5年185項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 潜水作業

期間 令和5年4月24日~28日(予備日5月8日~10日)の日出~日没

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-20-44N 132-29-41E

(2) 34-20-35N 132-29-38E

(3) 34-20-36N 132-29-29E

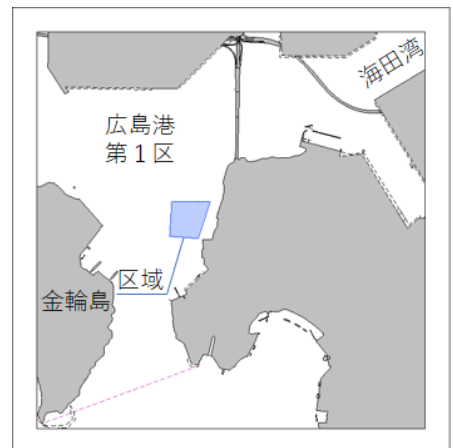
(4) 34-20-44N 132-29-30E

備考 (1) かき筏のワイヤー取替作業

(2) 警戒船を配置

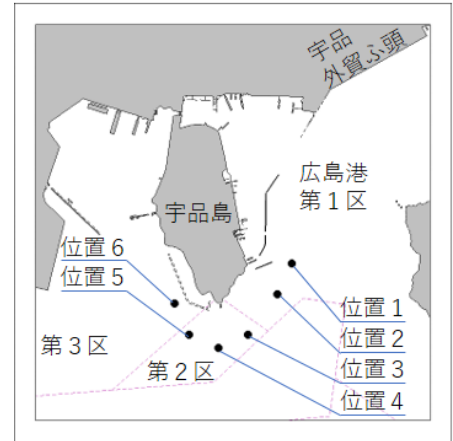
海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



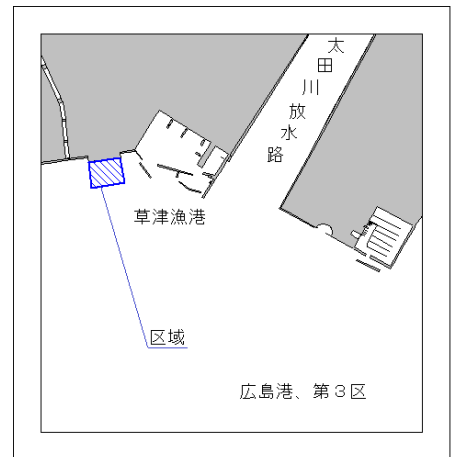
★5年186項 瀬戸内海 — 広島港 灯付浮標設置

期 間 令和5年5月9日～24日  
 位置1 34-20-33N 132-28-06E  
 位置2 34-20-26N 132-28-02E  
 位置3 34-20-17N 132-27-54E  
 位置4 34-20-14N 132-27-46E  
 位置5 34-20-17N 132-27-38E  
 位置6 34-20-24N 132-27-34E  
 備 考 黄色灯付黄色塗円柱型浮標(4秒1閃光)  
 海 図 W1112A-JP1112A  
 出 所 広島港長



★5年187項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 重量物荷役作業

期 間 令和5年4月28日(予備日29日～5月5日)の日出～日没  
 区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-21-45N 132-23-47E(岸線角)  
 (2) 34-21-40N 132-23-48E  
 (3) 34-21-39N 132-23-41E  
 (4) 34-21-44N 132-23-39E(岸線角)  
 備 考 (1) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に浮標を設置  
 (2) 警戒船を配置  
 海 図 W1112A-JP1112A-W1112B-JP1112B  
 出 所 広島港長



★5年188項 瀬戸内海 — 伊予灘、中島南方 灯台について

期 間 令和5年5月10日～6月10日(予備日を含む)  
 名 称 小市島灯台  
 位 置 33-54.6N 132-35.3E  
 備 考 (1) 改修工事に伴い、灯塔の周囲が灰色のシートで覆われる  
 (2) 灯火に影響はない  
 海 図 W1131-W164-W141-JP141-W142-JP142-W1102-JP1102-W1108-JP1108-W100B  
 参照書誌 411 4904番  
 出 所 第六管区海上保安本部



★5年189項 豊後水道 — 宇和島湾 ヨットレース

期 間 令和5年4月30日の1000~1400

区 域 6地点を結ぶ線上付近

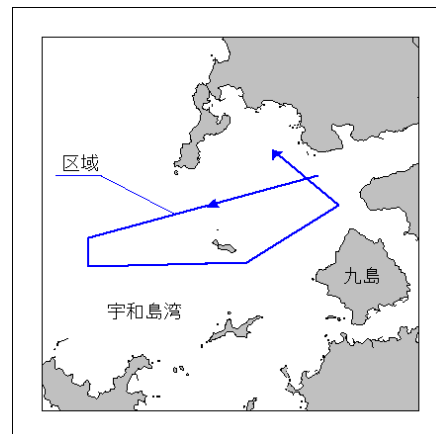
- (1) 33-15-12N 132-30-31E
- (2) 33-14-19N 132-26-39E
- (3) 33-13-55N 132-26-39E
- (4) 33-13-58N 132-29-19E
- (5) 33-14-47N 132-30-52E
- (6) 33-15-34N 132-29-45E

備 考 警戒船を配置

海 図 W138-W151-JP151-W1102-

JP1102

出 所 宇和島海上保安部



## 事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺  
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

### ① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から  
受付を開始します。



**航行予定の事前の通報(事前通報)**をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

### ② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

### ③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

## 自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！  
～海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



### ◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

### ◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に通報をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部  
(電話082-251-5111)





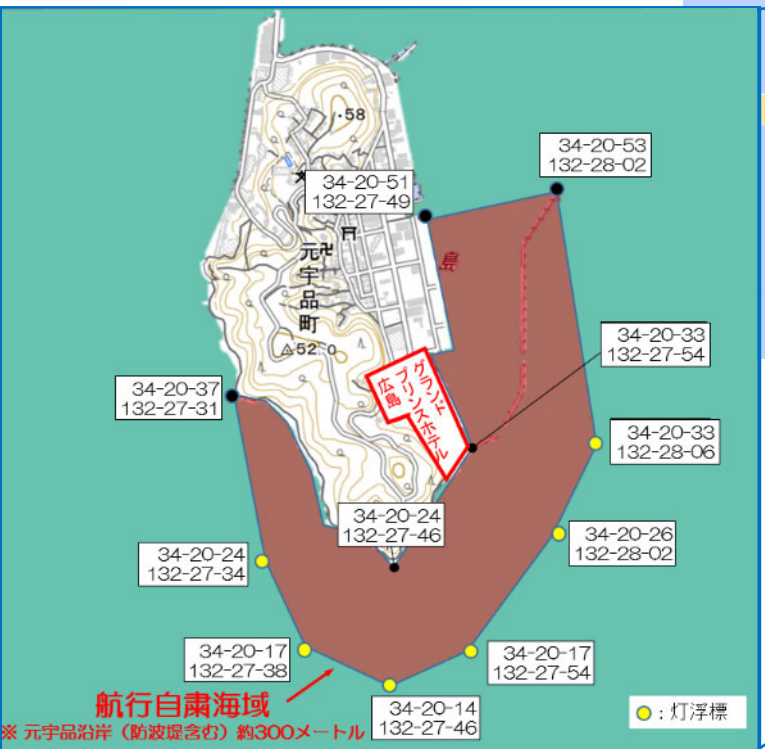
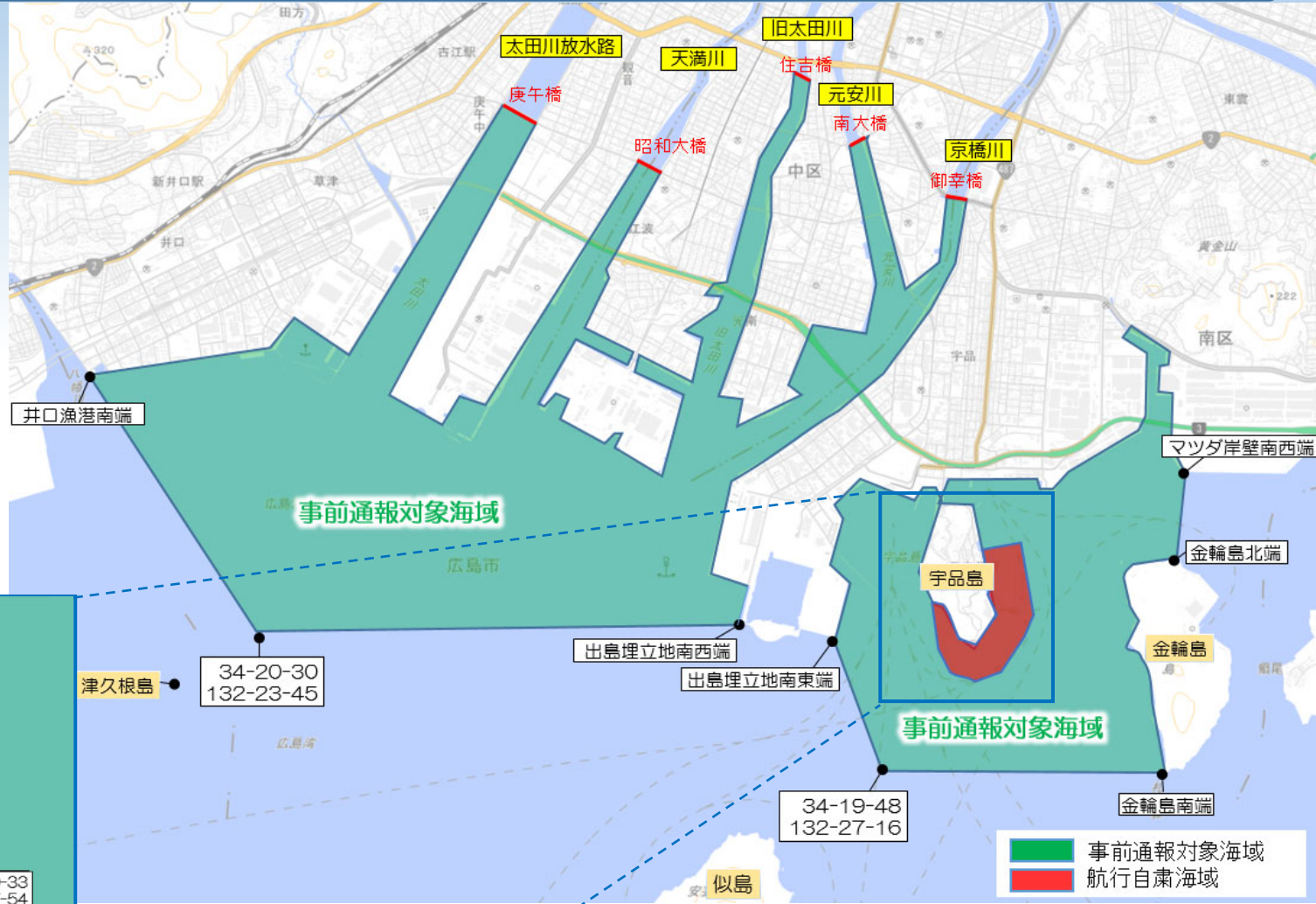
# G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に  
事前通報対象海域を航行する  
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の  
交付を受けることにな  
った船舶は、識別旗を  
お渡しますので、第  
六管区海上保安本部  
に取りに来ていただく  
ことになります。  
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、  
航行自粛海域に  
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を  
行う可能性があります。  
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。